

「国際協力人材センター事業に係る業務」

(公告日：2017年8月4日／公告番号：国契-17-060) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 6	4.1 業務の達成目標と判断指標 (1)	<p>以下で指定されております判断指標につきまして、前回（現契約）の判断指標から概ね倍の規模と見受けられます。 業務効率化等の改善は前提としたうえで、委託ならびに貴機構担当の体制につきましても概ね倍の規模（要員の関与）が必要と想定されますが認識相違ございませんでしょうか。</p> <p>>① 新規国際協力人材登録者数：2018年度、2019年度、2020年度、2021年度それぞれにおいて、2,000人、2,000人、2,100人、2,100人以上。 >新規登録団体数：1年度あたり150団体以上。 >② PARTNERサイト全体のアクセス件数（「年間」閲覧ページ数：10,000,000件） >④ 国際協力人材セミナーの来場者数：500人以上／3回／年</p>	「5.1作業の実施体制・方法に係る事項」（p.28）に記すとおり、本業務を実現できる最も効率的な体制を提案してください。
2	P. 6	4.1 業務の達成目標と判断指標 (1)①	判断指標として、「新規登録団体数」とありますが、P39と同様「新規国際協力団体数」を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	P. 7	4.2 PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件 (2) 及び (5)	<p>P7と9にそれぞれある以下の記載につきまして念のため確認させていただきます。</p> <p>>PARTNERシステムの構築にあたっては、現行の要件定義書（「別紙2 PARTNERシステム要件定義書」）に定められている機能の維持および（中略）を前提とする。 >（すなわち、現行機能およびサービスは最低限維持すること）</p> <p>「別紙2 PARTNERシステム要件定義書」内に記載がございます以下の機能・画面・帳票については、2018年3月末までにすべて実現することが本調達における必須要件であり、入札金額にすべて含む必要があるという理解で相違ございませんでしょうか。</p> <p>>・2.3.1 システムにおける機能一覧（外部ユーザ向け） >・2.3.2 システムにおける機能一覧（内部ユーザ向け） >・2.4 画面要件 >・2.5 帳票・出力ファイル要件</p>	「別紙2PARTNERシステム要件定義書」は今回調達にて締結する契約でのPARTNERシステムの構築及び運用における参考として用いるものであり、入札説明書本文に記す機能を満たす限りにおいて、必ずしも別紙2にある画面・帳票を全て含むことを求めるものではありません。

通番	該当頁	項目	質問	回答
4	P. 7	4. 2PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行システムのパフォーマンスを把握できるドキュメント（フロント、バック等） ・ セキュリティ対策を把握できるドキュメント ・ 現行システムのサーバリソース状況を把握できるドキュメント （時期によってはアクセスが跳ね上がることがある/あったなどの情報もあればご共有いただきたい） は提案前に参考としてご共有いただけますでしょうか。	現行システムのパフォーマンス及びセキュリティ対策については、入札説明書の「第2業務仕様書別紙2PARTNERシステム要件定義書」、「閲覧資料1現行PARTNERシステム設計書（基本・詳細）」、「閲覧資料12国際協力機構個人情報保護ハンドブック」を参照願います。 現行システムのサーバリソース状況については、入札説明書の「閲覧資料5国際協力人材センター業務報告書兼運用・保守状況報告書（月次・四半期・年間）」を参照願います。なお、サーバリソースに影響を及ぼすようなアクセス集中はこれまでありません。
5	P. 8	4. 2. PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件(4)	公示・入札・契約のスケジュールが当初より後ろ倒しになっていますが、構築完了は2018年4月1日から変更はないでしょうか。（別紙2「PARTNERシステム要件定義書」より）	変更ありません。
6	P. 8	4. 2PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件(4)	システム構築にあたり、現システムのソースコードは落札後、ご共有いただけますでしょうか。	共有は致しかねます。
7	P. 9	4. 2PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件(6)	運用費用・体制を検討するうえで、現状1カ月あたりどれくらいの間合せがあるのご教示いただけますでしょうか。 提案に際して、リスクを把握するため、これまでに発生したシステム障害の内容をご教示いただけますでしょうか。	「PARTNERが影響を受けるJICA内のシステム、ネットワーク構成、制度等の変更の際には、関連する会議に出席し、JICAのヘルプデスク、他システムの運用保守業者とも連携の上、必要な対応を行うこと」に関し、その頻度は2～5回／月程度です。（通常は1回／月ですが、大規模なセキュリティ対策検討等がある場合は多くなります。） 現行契約において、一般利用者によるPARTNERサイトへのアクセスが不可となる障害がこれまでに1件発生しました。（同日午前中には復旧しました。）
8	P. 11	4. 2PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件(12)④	帰国ボランティア向け求人情報について、掲載機能は通常の求人情報の掲載と同様との記載がございますが、現行のPARTNERにおいては、帰国ボランティア向け求人はPARTNER登録団体自身が掲載するものではなく、また、掲載にあたってはPARTNERへの団体登録を必須要件としていない理解です。本契約より、運用自体が見直されるという理解でよろしいでしょうか。	帰国ボランティア向け求人情報の掲載にあたっては、PARTNERへの団体登録を必須要件とはしません。

通番	該当頁	項目	質問	回答
9	P. 12	4. 2PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件(12)⑦	当該機能に関しまして、以下記載がございますが、WEB応募機能についてはPARTNER登録人材に限定することで、登録メリットとなり、PARTNER登録者拡大にもつながるものと考えられます。 >登録団体が希望すれば登録人材以外にも応募が可能になるようにすること。 本要件の理由について確認させていただけますでしょうか。 また、提案の中でWEB応募機能の利用は登録人材に限定とさせていただくことは可能でしょうか。	「4.1業務の達成目標と判断指標」(P.6)に記す内容の実現に資する範囲で、WEB応募機能の利用者の限定を提案していただいてもかまいません。
10	P. 12	4. 2PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件(12)⑩	当該機能に関しては、その性質上、登録団体向けの機能ではなく運用事業者及びPARTNERを所管する国際協力人材部向けの機能ではないかと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	P. 12	4. 2PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件(13)①	以下の記載について、確認させてください。 「なお、公募案件の制度改変等が想定されるため、人材区分の変更を柔軟に行える仕組みとすること。」 公募案件を掲載する際に指定する、公募対象の人材区分を柔軟に変更できる仕様、という理解でよろしいでしょうか。 (PARTNER登録者そのものの人材区分は、2018年3月の以降は基本的には見直される想定はないという理解です)	ご理解のとおりです。
12	P. 12	4.2 PARTNERシステムの構築及びシステム運用保守に係る要件(13)②③④⑤	JICAボランティアの募集及び応募に関する機能については、詳細については契約締結後の調整となっております。本提案における見積もりに含めて提示させていただくものの、仕様想定等が大きく変更し、見積もりから大幅に外れることとなった場合、随時契約にて見直しさせていただくということによろしいでしょうか。	「5.8特記事項」のうち「⑩技術提案書の内容の変更」に記すとおり、JICAの承認を得るか、または事前に相談いただくこととなります。
13	P. 16	4. 3PARTNER登録人材関連業務に係る要件(4)③	「③3年間以上ログインしていない登録人材については、メールや電話等複数の連絡手段を用いて登録者の所在を確認する」 ⇒登録者層の見直し・登録者数の増加が予測される中で、メール以外の手段(電話・郵送等を想定)による多数の人材への連絡は運用工数に大きく影響し、現実的ではないと考えます。複数の連絡手段とありますが、メールでの実施を前提としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。「複数の連絡手段を用いた登録者の所在確認」には、「メール等同じツールを用いた複数回の所在確認」も含まれます。

通番	該当頁	項目	質問	回答
14	P. 18	4. 4PARTNER登録団体関連業務に係る要(5)②	「②掲載中止申請があった場合には、理由を確認しJICAの承諾を得て掲載を中止する」 既存フローでは中止時のJICA承諾は必要となっておらずシステム側でそのまま処理される理解ですが、その目的を確認させていただけますでしょうか。	この文中での「承諾」は厳格な「許可」を意味するものではありませんが、掲載中止となった経緯や理由などを参考までに把握しておくことを意味しています。
15	P. 22	4. 7. PARTNERのコンテンツ及びコンテンツ制作関連業務に係る要件(1)⑨	PARNTER中高生向けサブサイト「ビギナーズ」は、PARTNERサイトの配下に構築する想定でしょうか。別ドメインで他のメディアとして構築することも検討してよいのでしょうか。	「ビギナーズ」はPARTNERサイトの配下に構築する想定をしていますが、それ以外の方法を提案いただいてもかまいません。
16	P. 25	4. 9 キャリア相談関連業務に係る要件(3)	本業務につきまして、以下に記載のない、キャリア相談で使用するPC等備品の手配・運搬につきましては貴機構にて対応いただけるとの認識で間違ございませんでしょうか。 >各種セミナー、イベントにおいて、キャリア相談員が対応する際に、相談者募集、連絡調整、資料準備（相談者情報）、アンケート調査を行う。 また、特に貴機構外の施設を利用されるセミナー・イベントにおいて、相談受付・資料準備後の相談者情報・相談内容等の個人情報の管理につきましてはどのような手段を想定されておりますでしょうか。	「4. 8人材センター事業関連セミナー及びイベント開催関連業務に係る要件」の「②セミナー開催時」（P. 24）に記すとおり、資器材の設置は受託業者が実施することになります。 また、個人情報の管理については「閲覧資料12国際協力機構個人情報保護ハンドブック」を参照してください。
17	P. 30	5. 4執務場所等に係る要件(1)	執務場所につきまして、「JICAの執務場所への常駐を必須としない」旨の記載がございますが、本システムは個人情報の取り扱いがあると認識しております。貴機構外の施設を執務場所として委託側で用意する場合のセキュリティ要件や監査要件につきまして確認させていただけますでしょうか。また、貴機構外の施設である執務場所からJICAファイルサーバへのアクセス、JICAドメインのメールアドレスの利用等は可能でしょうか。	JICA外の施設を執務場所とする場合には、入退館の管理など、JICA情報セキュリティ関連規程に従いJICA施設と同等レベルのセキュリティが担保されている必要があります。また監査を行う必要が生じた場合には、監査人の入室を受入れていただく必要があります。 また、JICA外の施設からJICAのファイルサーバへのアクセス、JICAドメインのメールアドレス利用は原則不可です。JICA外にデータを持ち出す場合には、JICA情報セキュリティ関連規程に従った上で、メール経路やJICAが提供するセキュアオンラインストレージ（GIGAPOD）等をご利用下さい。
機構からのお知らせ<入札説明書の訂正>				
			訂正前	訂正後
1	P. 6	入札説明書 6. 競争参加資格の確認(3)	(3) 競争参加資格の確認は文書をもって通知します。2017年9月1日（金）までに結果が通知されない場合は、上記4. お問い合わせください。	(3) 競争参加資格の確認は文書をもって通知します。2017年9月7日（木）までに結果が通知されない場合は、上記4. お問い合わせください。

以上